

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊生企第348号

令和7年4月30日

「少年事件における簡易送致事件の処理要領」の運用について（通達）

【概要】

本通達は、犯罪捜査規範214条第1項に規定する検察官又は家庭裁判所が指定する少年事件の処理要領を定めたものである。